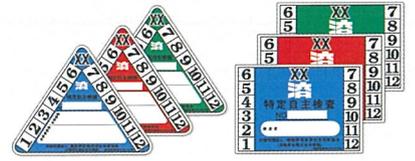


# 特自検

特定自主検査は  
お済みですか？



## 特定自主検査対象機械

紙面の都合上、各分類の代表的な機種を掲載しています。

作業前に検査済標章を確認しましょう

### 車両系 荷役運搬 機械

#### ●フォークリフト



(カウンターバランス式)



(ピッキング式)



(リーチ式)

#### ●不整地運搬車



(クローラ式)

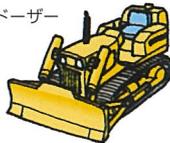


(ホイール式)

### 車両系 建設機械

#### ●整地・運搬・積み込み用機械

ブルドーザー



モーター・グレーダー



#### トラクター・ショベル



(クローラ式)



(ホイール式)

#### ●掘削用機械

パワー・ショベル



ドラグ・ショベル



(クローラ式)

(ホイール式)

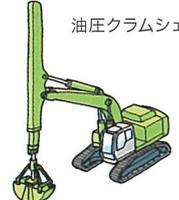
ドラグライン



クラムシェル



油圧クラムシェル



#### ●基礎工用機械

杭打機・杭抜機



(懸垂式)

硬質地盤油圧式  
くい圧入機



(三点支持式)

アース・  
ドリル



分離型  
せん孔機



アース・  
オーガー



建柱車



#### ●締固め用機械

ロードローラー



タイヤローラー



振動ローラー



ハンドガイドローラー



#### ●コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車



#### ●解体用機械

ブレーカ



鉄骨切断機



コンクリート圧砕機



解体用つかみ機



特定解体用機械  
(ロングブーム)

### 高所 作業車

ブーム型



(トラック式)

ブーム型



(クローラ式)

マスト型



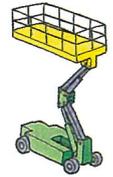
(ホイール式)

シザース型



(ホイール式)

シグマ (Σ) 型



(ホイール式)

特定自主検査や月例検査でお知りになりたいことはございませんか。  
当協会支部にお気軽にお問い合わせください。



とくじけんくん



公益  
社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

静岡県支部 〒422-8045 静岡県静岡市駿河区西島127  
TEL.054(236)4008 FAX.054(236)4031

静岡県労働局・各労働基準監督署



とくじけんくん

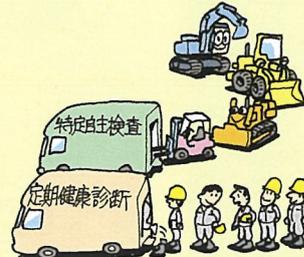
# 荷役運搬機械と建設機械は、

## 労働安全衛生法により定期(特定)自主検査が義務づけられています。



### 特定自主検査とは

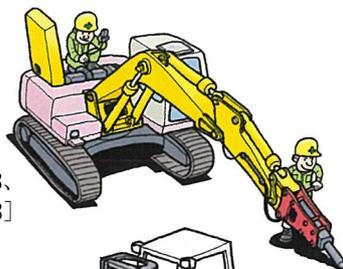
車両系荷役運搬機械、車両系建設機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年を超えない期間ごとに1回(ただし不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回)、定期的に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査(年次検査)のことを**特定自主検査【特自検】**といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。



### ■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23]



### ■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表(チェックリスト)に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。



検査年月日	検査方法	検査箇所
検査結果	検査実施者名	
検査結果の措置内容		

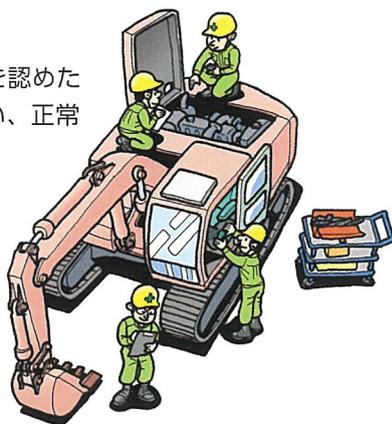
[安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25]



### ■ 異常があった場合は

事業者は検査の結果、異常を認めた場合は直ちに補修などを行い、正常な状態に修復させ、**その他必要な措置**をとらなければなりません。

[安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28]



### ■ 検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査業者のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

### 法定検査機器

事業者(ユーザー)からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

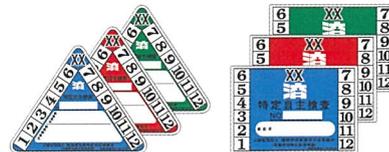
- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 油圧圧力計
- 5 電圧計
- 6 電流計
- 7 探傷器
- 8 摩耗ゲージ



### ■ 検査済機械には

事業者は検査が済んだ機械には、見やすい箇所(運転席の付近など)に検査を実施した年月を明らかにする**標準(ステッカー)**を貼付しなければなりません。

[安衛則 第151条の24第5項、第151条の56第5項、第169条の2第8項、第194条の26第5項]



### ■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則(50万円以下の罰金等)が適用されます。

[安衛法 第119条、第120条、第122条]

# 特自検は働く機械の健康診断です!